

船 教 総 第 9 5 9 号

平成20年10月21日

船橋市監査委員 様

船橋市教育委員会

委員長 篠田好造

平成19年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて（通知）

平成20年2月22日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成19年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知致します。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
意見	補助金のあり方を再評価する仕組みを導入するとともに、補助金交付のシステム化を図り、補助金の公益性の観点から一定の客観的な審査基準に沿ってチェックが行われる仕組みの構築が必要である。	監査時点と同じ	今後、補助金のあり方を全庁的に見直す過程で、教育委員会所管分も含めて検討したい。
意見	扶養親族届等が文書の保存期間の関係で、支給要件が具備されているか確認できないものがある。保存期間に拘らず支給が継続する限り保管するべきであり、そのうえで事後の確認を実施する必要があると考える。	監査時点と同じ	支給要件の具備を示す根拠書類であることはもともとだが、支給開始時の認定状況と変化があっても支給の要件を喪失する変化がなければ手当の支給は可能であることから、手当受給者の現状の把握、確認方法について早急に対応を考えたい。
監査結果	通勤手当について、6か月定期乗車券相当額を年2回に支給すべきところを1か月定期券相当額を毎月支給していたものがあった。	平成19年9月に戻入した。	措置済み
意見	住居手当について、支給額の水準や支給対象について検討する必要があると考える。	監査時点と同じ	社会情勢及び近隣市の状況等も考慮し検討していきたい。
意見	地域手当について、賃金水準の地域間格差のない船橋市においては、給料とは別に地域手当を支給することの是非を検討し、民間の賃金水準を織り込んだ給料表を適用することもより簡明でわかりやすい給与制度とするための一つの方法であると考ええる。	監査時点と同じ	本市には人事委員会がないため、民間の賃金水準を織り込んだ給料表を作成することは現実的に不可能であると考ええる。人事委員会を設置した場合、それに係る人件費が生じ、調査費用もかかることを考慮すると市民から理解を得られるとは思えない。なお、人事委員会の設置義務は地方公務員法第7条第1項により、都道府県及び政令指定都市とされている。従って人事院勧告に基づくことが地域の賃金水準を反映させる最良の方法と考える。
意見	特殊勤務手当について、総務省が重点的な見直しを促すために実施した都道府県及び政令指定都市の実態調査の観点から、支給の合理性等を検討し、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致しないと認められる場合には、適切な見直しを行うことが必要であると考ええる。	平成20年度より、特殊業務手当の一部と技術研究手当、給食調理業務手当等を廃止した。	特殊勤務手当は平成9年度以来見直しを行っており、今後も適正化に努めていきたい。
意見	時間外勤務手当の算定にあたって、住居手当の加算を行うことが妥当かどうか、検討を要すると考える。	監査時点と同じ	勤務1時間あたりの給与額の算定の基礎に住居手当を算入することについては、その妥当性を検討していきたい。
意見	時間外勤務等命令及び実績簿と出勤簿について、少なくとも両者の整合性の確認を行う必要がある。	平成19年中に整合性を確認し、訂正した。	措置済み
意見	時間外勤務命令及び実績簿と出勤簿は同一目的の帳票であり、一本化することにより業務の効率化を図る余地があるのではないかと考える。	監査時点と同じ	将来的には(人事給与)庶務システムを導入することにより、実績簿と出勤簿の整合性や一本化、自動処理化についても検討していきたい。
意見	手書きで行われている時間外勤務命令及び実績簿の集計については、効率化と計算誤りを防ぐために自動処理化が望ましい。	監査時点と同じ	将来的には(人事給与)庶務システムを導入することにより、実績簿と出勤簿の整合性や一本化、自動処理化についても検討していきたい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	直行直帰により出張している非常勤職員について、同一区間に係る通勤手当と旅費が重複して支給されているものが見受けられた。	平成20年4月より調整を行うようにした。	措置済み
意見	日割額支給となっている職員の旅費についても通勤手当との調整を行うことにより、実態に即した通勤手当及び旅費の支給を行う必要があると考える。	平成20年4月より調整を行うようにした。	措置済み
意見	勤勉手当を実質的に職員の勤務成績に応じたものとするため、勤務評定の結果をより深く斟酌するよう検討する必要がある。	監査時点と同じ	市長事務部局で新たな制度を検討しているので、市長事務部局と協議を行っているところである。
意見	学校教職員に係る給食費等について、市費負担職員も給与天引きで徴収を行うことが望ましい。	監査時点と同じ	控除データの作成に要する時間と各学校の職員数などを考えると、給与天引きは費用対効果により実施はしない。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	財務課の発注業務を軽減するため、消耗品の発注方法について、単価契約による業者が決定した場合、またオフィス用品の通信販売業者の利用等学校から直接発注する等の見直しが必要である。	監査時点と同じ	学校で発注を行った場合、発注業者の偏り等が生じることが懸念される。よって、現状のとおりと考える。発注先については、引き続き「船橋市物品調達等競争入札有資格者名簿」に記載された業者とする。
意見	消耗品の購入について、従来の発注方法を維持する場合、インターネット等の市況を反映させた購入単価について再検討が必要である。	平成20年4月から、インターネット等の市況を反映させた購入単価とした。	措置済み
意見	消耗品の購入について、少額なものは予算の執行権を学校長に与え、各学校に購入先を選択させることなど、従来の調達方法について再検討が必要であると思われる。	監査時点と同じ	消耗品は1万円未満の基準金額であり、少額・高額の区分けは難しい。また学校で発注を行った場合、発注業者の偏り等が生じることが懸念される。よって、現状のとおりと考える。
意見	ダンプトラックの購入に際して、競争性に実行性を持たせるために、販社の選定に工夫が必要である。	平成20年4月からより適正な販社選定として、下取り対象者のメーカー系列の販社は必ず入札に参加させ、他は同一系列の販社は1者とし、他の販社を入札に参加させることで、競争性を持たせていく。	措置済み
意見	トナーカートリッジ等の小学校と中学校で共通して調達可能なものは、事務を効率化し競争性を高めるために一括で調達すべきである。	監査時点と同じ	小・中学校で一括調達は是非について、今後検討していく。
意見	ゴミ袋の入札を小学校・中学校で分けているが、結果として同一の者の同一価格の落札であり、事務の効率化のため統合して入札を実施すべきである。	監査時点と同じ	小・中学校で統合入札の是非について、今後検討していく。
意見	指名業者の選定要件に市内業者の優先があることから、指名できる業者が限られてしまい、透明性を欠く状況になっている。適正な入札の実施を重視して業者を選定することが望まれる。	監査時点と同じ	市内中小企業者に対する受注機会の増大を図りつつ、船橋市業務委託等指名業者選定基準を遵守しながら、疑義が生じることのないように、今後も適正な入札を行っていく。
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
監査結果	各学校において備品の管理状況が十分といえないものが見受けられた。	監査時点と同じ	教育委員会において要綱等を作成し、全校統一された備品管理ができるように検討していく。
意見	少額なものを備品から除外するなど、備品に区分する基準を見直すことも検討する必要がある。	監査時点と同じ	引き続き検討する。
意見	小中学校の備品の管理方法について、単一のデータベース上で管理し、学校において更新を行うとともに教育委員会において内容を確認できるシステムを整備することを検討することもひとつの解決策である。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。「備品管理システム」を導入し、小中学校の備品管理方法について引き続き検討していきたい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	備品管理カードについて、現物との照合を容易にするために、備品の保管場所の記載は必須であると考ええる。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。「備品管理システム」では保管場所を必須項目とし、引き続き検討していきたい。
意見	地方公会計を取り巻く新たな状況も視野にいれ、物品管理のあり方やシステムの導入を検討する必要があると考える。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。「備品管理システム」では様々な状況や物品管理のあり方を考え、引き続き検討していきたい。
意見	教育委員会において各学校の備品の状況を全体的に把握し、学校の規模に応じた適正な配置となっているか検討するなど、実質的な管理を行う必要があると考えられる。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。「備品管理システム」では、教育委員会が各校の管理状況を把握できるようなシステムとするよう検討していきたい。
意見	各学校が管理すべき備品について、定期的に備品ステッカーの貼付の確認をするとともに、貼付が困難な備品については直接記載しておく必要がある。	監査時点と同じ	各学校に徹底を図る。
意見	教育委員会において、備品の現物確認について一定の基準を定め、全学校の現物確認の制度を統一化するよう検討する必要がある。	監査時点と同じ	現物確認の一定の基準について、今後、小中学校で保管する備品の適正な管理及び取扱いを定める要綱を作成し、規定していくこととする。
意見	各学校の備品の現物確認に併せて使用可能性をチェックし、使用不可能なものに関しては、適時に処分を行う必要がある。	監査時点と同じ	使用可否のチェック等について、今後、小中学校で保管する備品の適正な管理及び取扱いを定める要綱を作成し、規定していくこととする。
意見	修理した場合の使用可能年数と新規購入した場合の使用可能年数等を比較勘案し、修理か購入かを決定する必要がある。	監査時点と同じ	環境問題を考慮し、修繕を先に検討する。購入後、年数が経過された物品の修繕については、状況を聞きながら判断していくように考えていきたい。
意見	ビデオデッキとDVDプレーヤーをそれぞれ購入するか、一体型を購入するか比較検討して購入する必要がある。	監査時点と同じ	用途によって、DVDプレーヤーまたはビデオ・DVD一体型で対応していくように考える。
意見	学校の消耗品出納簿において、受入れと同時に払出しが行われた記入がなされており、消耗品の在庫状況を把握するためには消耗品の使用状況の確認ができる様式にする必要がある。	監査時点と同じ	事務の煩雑化を招く恐れがあることから、現状どおり定期的な在庫確認で対応するものとする。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	耐震補強工事の大部分は、落札業者から市外業者へ外注されており、入札参加資格を市内業者に限定している入札方法に問題があるのではないかと考える。	監査時点と同じ	耐震補強工事を含む建築一式工事は工事の種類が細分化されていることから、落札業者は必要に応じて工事を下請業者に出すこととなるが、請負契約においてはどの業者と契約を締結するかは落札業者の裁量に任されている。また、建設業法上、下請業者への技術指導、監督、工程管理等で下請工事に実質的に関与することにより工事の主たる部分を下請に出すことが可能な旨の規定もあり、現行のとおりとしたい。
意見	大型工事において入札参加者を増やして競争性を高めるために、一定金額以上については市内本店という地域要件を外すべきである。	監査時点と同じ	本市の入札においては、市内業者の育成並びに産業・経済の活性化の観点から、市内業者で能力的・技術的に可能なものは物品・工事を問わずに入札参加資格を市内業者に限定している。よって、大型工事における市内本店の地域要件については、一定金額以上など、工事の設計金額の多寡により外すものではなく、工事の難易度に応じて外すものと考えている。
意見	近接地域制限の入札参加要件は除くべきである。	平成19年度から廃止した。	措置済み
意見	市内業者の最低制限価格の設定率の見直しが必要である。	監査時点と同じ	低価格入札による粗雑工事や下請業者へのしわ寄せを防止するための設定率であり、市内業者の企業体力等を考慮して現行のとおりとしたい。
監査結果	統合が予定されていた学校の工事を開始し、中止まで時間を要している。	監査時点と同じ	今後、一層の関係各課との連絡と協力を計り、教育に関する事務の管理・執行を行なっていく。
意見	指名業者の選定要件に市内業者の優先があることから、指名できる業者が限られてしまい、透明性を欠く状況になっている。適正な入札の実施を重視して業者を選定することが望まれる。	監査時点と同じ	市内中小企業者に対する受注機会の増大を図りつつ、船橋市業務委託等指名業者選定基準を遵守しながら、疑義が生じることのないように、今後も適正な入札を行っていく。
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めている。
意見	学校施設の耐震化は早急に実施する必要があるが、今後とも計画的に着実に実施していく必要のある課題であるとする。	監査時点と同じ	本年9月議会に体育館の耐震診断費等、耐震化に係る補正予算議案を提出し、可決されたところである。また、平成21年度予算編成事務を、現在進めているが、引き続き、耐震化促進に向け予算確保に努めたい。
意見	保護者や地域住民に対し、学校施設に係る耐震診断の結果の情報を積極的に開示するとともに、災害発生時の避難誘導のあり方について、事前に十分に検討しておく必要があると考える。	耐震診断等の結果は、本年8月1日インターネットにより公表済み。また、地震等災害発生時の避難誘導のあり方については、耐震診断結果を踏まえ、適切な避難誘導経路になっているか等、直接学校へ出向き、校長に説明、指導している。	措置済み

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
意見	学校管理運営費補助金について、各学校の出納帳の作成に際して支出内容及び支出理由が明確にするよう指導し、適正に支出されていることの確認を強化することが必要である。	平成20年度より、定期的な表簿点検の機会を設けるなど、指導・確認を強化した。	措置済み
意見	学校管理運営費から支出される校長会運営費の収支報告を提出させ、使途を確認することが必要である。	平成20年4月に要領を一部改正し、校長会運営業務費の会計報告書について、提出を義務づけた。	措置済み
意見	私立幼稚園就園児補助金の申請は、保護者が幼稚園に委任して幼稚園が補助金申請代理人となっており、委任状の記載が幼稚園で行われていることから、保護者本人が記載する等、園児の実在性を確認するための工夫を講じる必要があると考える。	監査時点と同じ	申請方法等について、引き続き改善策を検討する。
意見	私立幼稚園運営費補助金について、幼稚園の規模により一定の基準で補助金が交付されているが、資金状況や経営努力の状況に応じた補助金額の基準を設ける等の改善を検討すべきと考える。	監査時点と同じ	資金状況や経営努力の状況に応じた補助金額の基準について検討する。
監査結果	私立幼稚園連合会補助金について、規則や要綱等が定められていない。	平成20年4月に要綱を施行した。	措置済み
意見	私立幼稚園連合会補助金について、長期にわたり同額が交付されており、補助の目的の公益性等について統一的な検討が行われる必要がある。	監査時点と同じ	補助の目的の公益性等に関して検討する。
意見	私立幼稚園連合会補助金について、補助金等の交付に関する規則に規定されている実績報告書の提出期限が守られておらず、実態に即した期限を設定する必要があると考える。	実績報告書の提出期限を守るよう指導した。	措置済み
監査結果	高等学校定時制教育振興会補助金について、規則や要綱等が定められていない。	平成20年4月に要綱を施行した。	措置済み
意見	高等学校定時制教育振興会補助金について、長期にわたり同額が交付されており、補助の目的の公益性等について統一的な検討が行われる必要がある。	監査時点と同じ	補助の目的の公益性等に関して検討する。
意見	高等学校定時制教育振興会補助金について、補助金等の交付に関する規則に規定されている実績報告書の提出期限が守られておらず、実態に即した期限を設定する必要があると考える。	実績報告書の提出期限を守るよう指導した。	措置済み
意見	就学援助費について、交付決定にあたり担当者が認定の可否が明らかと考えているものについては基準額と世帯総収入額との照合が行われていないことから、全ての照合を実施するか、検討対象者抽出の指針となる客観的な基準を設ける必要がある。	平成19年度より、収入要件で申請があったものについては全世帯、基準額と世帯総収入額との照合を行っている。	措置済み

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	就学援助費について、基準額を超えている場合でも学校長や民生委員の面接結果を考慮して交付する場合があるが、関係者の意見に不一致が生じた場合などは、その判断根拠を記載して交付に至るプロセスを明確にする必要がある。	平成19年度より、様式を改め、収入額が確認できない家庭についてのみ、校長及び民生委員の所見を頂く様改善した。また、両者の見解が分かれた場合においては、教育委員会を混じえ結論を導くものとした。	措置済み
意見	各学校で教師が個人所有のパソコンを利用する際に従うべき規定等を整備し、パソコンの使用を管理する必要がある。	平成19年10月に「船橋市立学校における個人情報取扱の手引き」を作成した。	措置済み
意見	学校のパソコンの管理が規定に基づき適切に行われているか、個人情報が含まれているか否か、含まれている場合には適切に管理されているか否かを定期的に確認する必要がある。	監査時点と同じ	公的に導入した学習用コンピュータへのデータ保存について、規定を遵守させる。個人所有コンピュータの運用については、『船橋市立学校における個人情報取扱の手引き』等に基づき、引き続き適切に管理していく。
監査結果	奨学金の貸付けを受けた者からの借用証書が未入手のものが発見された。	未入手の5件中、平成19年度中に3件を入手した。	残る2件について、引き続き提出を依頼する。
意見	奨学金の貸付けに際し、借用証書が後日未入手となることを防ぐために、その提出と引き換えに奨学金貸付金の振り込みを行う仕組みに改めるべきである。	監査時点と同じ	システム上、提出と引き換えに入手することができるか検討する。
監査結果	奨学金の貸付けを受けた者から提出される返還計画書に返還期間の記入が漏れているものが発見された。	平成20年3月に借受人に記入を依頼した。	措置済み
意見	返還計画書の返還期間の記載は必ず行うように指導すべきである。	平成20年4月から指導を更に徹底した。	措置済み
意見	マニュアルの定めにより時効の中断等の措置がとられているとの判断であるが、現状の手続で時効が中断しているかどうかは不明である。	従来より、自宅訪問等の際に「船橋市奨学金返済計画書」を徴取しており、この内容から、債務の承認を得て、時効の中断が成立しているものと判断している。	措置済み
監査結果	返済期限が経過した奨学金について、返済の督促はしているものの返済能力の有無は把握されていない。	監査時点と同じ	当面、返済の督促等引き続き行っていくが、返済能力の有無の把握についても、その方法等を検討していきたい。
意見	返済免除あるいは返済の猶予の適用を受けるもの以外については、連帯保証人への請求を強化するなど、あらゆる角度から回収率を高める方策を検討する必要がある。	監査時点と同じ	返済に係る業務を更に強化するとともに、方策を検討していきたい。
意見	他校の講師を務めた校長から提出された職務専念義務免除承認申請書について、申請者と承認者が同一であったことから、承認者には上位の職のものをあてる必要がある。	監査時点と同じ	船橋市立小学校及び中学校管理規則第42条の2により、事務の効率性を維持する観点から、3日以上の場合に上位の職の承認を得ることとしており、それに満たない場合は比較的簡易なものと判断している。
意見	学級費出納簿の不足分を担任の教員が穴埋めすることは望ましくないと考える。	監査時点と同じ	表簿点検等を通して再度指導していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	英語学習教材制作委託契約において、グループ会社関係にある業者が指名されていた。同一住所である点から競争入札の意義を阻害する要因がないかというところまで調査すべきである。	平成20年4月より契約課が提供する入札者参加資格者名簿より、資格を有する該当種別の業者を複数の職員により選定している。その際、入札者参加資格者名簿に掲載されている業者について、実質的な観点からも確認、検討、精査するよう努めている。	措置済み
意見	指名業者決定の際には、単に形式的に指名要件を満たすだけでなく、実質的な観点からも考慮し、入札の意義、効果を阻害する要因がないことを確認、検討することが望まれる。	平成20年4月より契約課が提供する入札者参加資格者名簿より、資格を有する該当種別の業者を複数の職員により選定している。その際、入札者参加資格者名簿に掲載されている業者について、実質的な観点からも確認、検討、精査するよう努めている。	措置済み
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
意見	文化クラブ対外行事参加費補助金について、イベントの都度の申請及び交付の手続が多大な負担になっていることから、年度初めに前渡した後に精算する方法など手続の簡略化を検討する必要があると考える。	監査時点と同じ	交通費補助金の申請手続きは、船橋市文化クラブ対外行事参加費補助金要綱に基づいて行っており、正確を期すためには、提出書類及び支出のための事務手続きは必要最低限のものであり、省略はできないので、検討の結果、現行通りとしたい。
意見	交通費を支給する補助金について、一覧表を学校ごとに定めて、申請金額の再計算等が簡単に行えるようにすることも有効であり、他の課との共通利用で業務効率化に資すると考える。	平成18年度より、小学校別の文化クラブ補助金算出内訳をカード式に作成している。中学校分も作成予定である。	一覧表を学校ごとに作成して両課で共用するという点については、各種スポーツ大会と文化部の発表会とでは、利用する設備が異なるため、両課が共有できる部分はほとんどないことを確認した。
意見	目的や対象が類似した活動に対する補助金は、課を越えた統合・融合も更なる効率化が図られるものとする。	監査時点と同じ	効率化の実現可能性については、各種スポーツ大会と文化部の発表会とでは、目的や活動内容が異なることから利用する施設が異なるため、両課で統合・融合できる部分がないことを確認した。
意見	学校文化体育振興補助金について、目的や対象が類似した活動に対する補助金が他の課にもあり、教育委員会全体で統合・融合化を検討する必要がある。	監査時点と同じ	現状では、各課で処理していきたい。
意見	児童・生徒用図書について、図書管理システムのデータベースに登録されている図書と現物の整合性を確認したうえで、図書整理簿による手作業の管理を廃止し、システムに一本化して管理することが望ましいと考える。	監査時点と同じ	財務規則の改訂が必要であるため、財政課と協議する。
意見	年1回は教師用図書の現物確認を実施し、実在性を確かめる必要がある。	監査時点と同じ	年1回は、教師用図書の現物を確認するよう各学校に通知する。
意見	教師への図書の貸出時には、持出し簿等に記入することにより図書の所在を常に明確にするようにしておくべきである。	監査時点と同じ	教師への図書の貸出時には、貸出簿に記入し、返却を確認することを各学校に奨励する。
意見	児童・生徒用図書と教師用図書の区分について、統一的な取扱いが図られるよう教育委員会において具体的な指針を設けるなどすることを検討する必要があると考えられる。	監査時点と同じ	検討を進める。
意見	学校の教師用図書についてデータベースによる管理を検討する際には、総合教育センターの図書と共通のデータベースで管理することの意義について十分な検討を行うことが望ましいと考える。	監査時点と同じ	学校の教師用図書は、日常の授業の参考となるものが多く、長期間、教員の手許に必要なものである。総合教育センターの図書は、専門的な図書であり、必要な時だけ利用することが多く、データベース化されており、市内の学校からインターネット検索ができるようになっている。総合教育センターの図書と学校の教師用図書は利用目的が違うので、独自に管理を進めたい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
意見	診療報酬点数に基づいて単価が設定されている健康診断などの委託契約は、少なくとも診療報酬改定が行われた年は翌年度の契約に向けて単価を見直す必要がある。	平成19年度単価において見直した。	措置済み
意見	交通費を支給する補助金について、一覧表を学校ごとに定めて、申請金額の再計算等が簡単に行えるようにすることも有効であり、他の課との共通利用で業務効率化に資すると思う。	監査時点と同じ	一覧表を学校ごとに作成して両課で共用するという点については、各種スポーツ大会と文化部の発表会としては、利用する設備が異なるため、両課が共有できる部分はほとんどないことを確認した。
意見	就学援助費(学校給食費)について、申請額調査業務の見込み申請及び精算は審査手続きが煩雑であるため、学期ごとの実績申請に変更することを検討すべきである。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。今後、システム化へ向けて予算要求をしていく。
意見	就学援助費(学校給食費)について、申請金額の根拠資料の提出を書面から電子データに変更することも検討すべきである。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。今後、システム化へ向けて予算要求をしていく。
意見	対外行事児童及び生徒派遣費補助金、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金、県中学校体育大会選手派遣補助金は、目的や対象が類似した活動であるため統合・融合化によって業務及び費用面での効率化が図られるものとする。	監査時点と同じ	関係部署と今後、協議・検討していきたい。
意見	目的や対象が類似した活動に対する補助金は、課を越えた統合・融合も更なる効率化が図られるものとする。	監査時点と同じ	効率化の実現可能性については、各種スポーツ大会と文化部の発表会としては、目的や活動内容が異なることから利用する施設が異なるため、両課で統合・融合できる部分がないことを確認した。
意見	補助金の申請書について、申請段階では鉛筆書きを要請しているが、訂正履歴を残す必要もあることからペンでの記入を要請するべきである。	平成20年2月から、ペンでの記入を要請し、申請書の提出を求めている。	措置済み
監査結果	小中学校体育連盟補助金について、規則、要綱等が定められていない。	平成20年5月に要綱を策定した。	措置済み
意見	小中学校体育連盟補助金について、長期にわたり同額が交付されており補助率も70%を超えていることから、補助の目的の公益性等について統一した検討が行われる必要がある。	監査時点と同じ	補助の目的の公益性等に関して検討する。
意見	学校文化体育振興補助金について、目的や対象が類似した活動に対する補助金がある他の課にもあり、教育委員会全体で統合・融合化を検討する必要がある。	監査時点と同じ	現状では、各課で処理していきたい。
意見	給食費に関する帳簿について、各帳票の内容を見直すとともに表計算ソフトを利用し、会計報告書と帳簿を連動させるなどして事務の合理化を図ることが必要である。	監査時点と同じ	教育委員会では、児童・生徒の基本情報を一元管理することによる各事務の効率化及び複数システムの統合等を検討するため、平成19年9月に教育委員会事務局及び学校の教職員による「学校関連事務システム化プロジェクト」を発足させた。今後、システム化へ向けて予算要求をしていく。
意見	学校の安全防犯対策について、少なくとも監視カメラの設置と自動録画のシステムの配備が実施されるべきであり、一定のスペックを全国一括購買により、低価格での調達を行えば予算措置が可能になると考える。	監査時点と同じ	学校の安全防犯対策については、より低コストで、より効果的なインターホンや校内非常通報装置について検討をしている。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	監査時点と同じ	現状においても、入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合に、その経緯を明らかにするよう努めていく。
意見	学校の教師用図書についてデータベースによる管理を検討する際には、総合教育センターの図書と共通のデータベースで管理することの意義について十分な検討を行うことが望ましいと考える。	監査時点と同じ	学校の教師用図書は、日常の授業の参考となるものが多く、長期間、教員の手許に必要なものである。総合教育センターの図書は、専門的な図書であり、必要な時だけ利用することが多く、データベース化されており、市内の学校からインターネット検索ができるようになっている。総合教育センターの図書と学校の教師用図書は利用目的が違うので、独自に管理を進めたい。
意見	学習用パソコンについて、導入段階でリースによる調達を行うのか、購入による調達を行うのか、比較検討が必要である。	監査時点と同じ	現在、過去5年間のリース契約による支払いが継続しており、単年度の支払金額が大きい購入による調達は難しい面がある。今後は、障害時の保守対応や予算の平準化等も検討したうえで調達方法を決定したい。
意見	リース契約の入札について、過去3年にわたり指名業者の半数以上が入札を辞退しており、落札者が毎年同じ業者になっており、指名業者の見直しも含めて調達方法の検討を行う必要がある。	平成20年度の入札においては、入札方法の変更と指名業者の見直しを行った。	措置済み
意見	リース物品について、購入した物品に準じた管理が必要であり、リース資産管理のための規程を整備する必要がある。	監査時点と同じ	コンピュータ以外の物品を含め、リース物品全般の管理について、教育委員会の担当部署で規定を検討中である。学習用コンピュータについても作成される規定に基づいて管理を行う予定である。
意見	リース物品についても購入物品と同様に管理番号・導入時期・設置場所・リース満了時期等を記載した管理台帳を作成し、管理を行うべきであると考ええる。	平成20年度の新規整備においては、管理番号・導入時期・設置場所等を記載した物品一覧表を各学校に整備した。	コンピュータ以外の物品を含め、リース物品全般の管理について、教育委員会の担当部署で規定を検討中である。学習用コンピュータの管理台帳については、作成される規程に基づいて整備を行う予定である。
意見	リース物品本体と管理台帳を紐付けできるようシール等を添付するなど管理を行っていくことを検討する必要がある。	平成20年度の賃貸借契約では、賃貸借物品に管理番号等のシールを貼付する仕様とした。	措置済み
意見	リース物品であっても、年度ごとに定期的な現物調査を実施し、物品の保有状況・利用状況・消耗度合いの把握を記録として残すべきことを検討する必要がある。	監査時点と同じ	コンピュータ以外の物品を含め、リース物品全般の管理について、教育委員会の担当部署で規定を検討中である。学習用コンピュータの現物調査については、作成される規程に基づいて行う予定である。
意見	携帯可能なリース物品の持ち出しに際しては、貸出簿等に貸出日・貸出者・返却予定日等を記録として残すことを検討する必要がある。	監査時点と同じ	コンピュータ以外の物品を含め、リース物品全般の管理について、教育委員会の担当部署で規定を検討中である。携帯可能なリース物品の持ち出し記録については、作成される規程の内容を確認したうえで対応する。
意見	学習用パソコンの導入に関する契約を締結している会社と異なる会社が設置作業を行っていることについて、契約者が市へその旨通知して承認を受ける必要があり、それを書面に残すことを検討する必要がある。	平成20年度は、契約の相手方より業務再委託申請書による申請を受け、契約の相手方と異なる業者が設置等を行うことを承認した。	契約の相手方と異なる業者が設置等を行う場合は、契約の相手方より書面による申請を受ける。
意見	デジタルCCDカメラが導入計画に従って各学校へ配布されているが、現場での利用頻度の調査を行い、実際に学校で利用する頻度・個数に基づいて購入する必要がある。	監査時点と同じ	学校間で使用頻度に差がある物品について、導入個数を検討する。
意見	リース契約終了後の学校用パソコンについて、リース資産管理台帳を作成するとともに、廃棄や移設について申請書類を作成し、決裁権者の承認を得るとともに、文書として残す必要がある。	監査時点と同じ	リース契約終了後の廃棄や移設については書類を作成し、決裁権者の承認を得る。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	小学校設置のパソコンについて、個人別IDが付されていないことから、特に情報漏えいリスクの高い教職員の教材作成用パソコンは個人別にIDを付しログインするように設定変更する必要がある。	監査時点と同じ	第3次コンピュータ整備計画(平成16～20年度)において、個人IDの付与を行っている。平成15年度導入小学校22校については、第3次計画の最終年度となる平成20年度の導入で個人ID化を図る。
意見	学校のパソコンの管理が規定に基づき適切に行われているか、個人情報が含まれているか否か、含まれている場合には適切に管理されているか否かを定期的に確認する必要がある。	監査時点と同じ	公的に導入した学習用コンピュータへのデータ保存について、規定を遵守させる。個人所有コンピュータの運用については、『船橋市立学校における個人情報取扱の手引き』等に基づき、引き続き適切に管理していく。
意見	統計研究会と引率の職員のプラネタリウム観覧料について、市の主催事業の一環として観覧するものであるときとして免除対象となることには疑義がある。	統計研究会は市の施設の状況を視察するための観覧であり、市の主催事業の一環であると考え、今後とも各課の免除申請を確認し、プラネタリウムの観覧がその事業の推進に該当するかどうか判断し免除措置をとっていく。	措置済み
意見	デイケアサービスの利用者の団体のプラネタリウム観覧料について、市又は県の福祉事業の一環として観覧する者であるときに該当するという理由での免除に相当するか疑問である。	監査時点と同じ	デイサービス等の民間の事業者が行う介護事業については、市または県の福祉事業の一環と見なせるかどうか関係課と協議し、対応を検討していく。
意見	プラネタリウムの観覧料について、毎月一定の日を設けて一定年齢以上は半額とするなど減免制度としてわかりやすい基準を設けることも一つの方法と考える。	監査時点と同じ	特例日に一定年齢以上免除または一部免除については、市の関係団体の実施状況を把握しながら、関係課と調整を図り、検討していく。
意見	教育事業調査研究委託について、交通費等の費用を委託料の限度額まで支給するのではなく、一定金額以下とすべきであり、研修先への前日の移動についても必要性を判断する必要がある。	監査時点と同じ	前泊については、職員の旅費に関する条例にのっとり事務手続きをしている。また、交通費等の支給について、今後は一定金額以下の方で考えたとともに、実施要項の検討を加えていく。
意見	教育事業調査研究委託について、研究成果を他の教職員と共有できる仕組みを考える必要があると思われる。内容についても期待された成果が得られているかどうか評価する仕組みが必要と思われる。	監査時点と同じ	今後も報告会、報告書の作成は継続していくとともにインターネット上に報告書を掲載しより共有化を図る一助とする。また、会員については、年度末にアンケートを実施し、職場での成果等を把握するとともに、会員の意識化をはかっていく。
意見	パソコンの購買について、市町村レベルでは限界があることから、国全体で教育に必要とされる仕様でかつ有効な教育用及び教員向けのソフトウェアを装備したパソコンの一括購買を検討するべきである。	監査時点と同じ	国の新たな取り組みがあれば対応する。現状においては、市単独の調達を継続する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	学籍簿データの入力業務委託について、外部委託の妥当性について再考を検討するとともに個人情報扱を扱う契約であるため慎重な対応が望まれる。	監査時点と同じ	委託業者から社員の派遣をしてもらい、データ入力を本校で行なうこととし、契約についても個人情報適切に管理されるように明記しており、監督も行なっている。このため現行のとおりとしたい。
意見	学校文化体育振興補助金について、目的や対象が類似した活動に対する補助金がある他の課にもあり、教育委員会全体で統合・融合化を検討する必要がある。	監査時点と同じ	現状では、各課で処理していきたい。
監査結果	姉妹校等交流費について、規則や要綱等が定められていない。	平成20年4月1日施行で要綱を制定し、補助の対象や補助対象経費及び補助率などを定めた。	措置済み
監査結果	台帳と現物の状況の整合が取れていない備品があり、また、ステッカーの貼付されていない備品があった。	平成20年1月から、備品台帳と現品のチェックを開始しており、20年度中に整合作業を終了する予定である。	措置済み
意見	図書整理簿又は備品台帳とパソコン上の図書原簿の双方で管理されている状況であり、パソコンでの一元的管理で利便性と事務の合理化を図ることが望ましいと考える。	監査時点と同じ	財務規則上の問題もあり単純に一元管理することはできないが、事務室と図書室で情報の共有化を図り、利便性の向上と事務の合理化に努めていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	備品台帳に記載されていない備品があり、ステッカーの貼付がない備品があった。	平成19年12月から備品台帳の見直し及びステッカーの貼付を行っており、平成20年度中に終了する予定である。	措置済み
意見	養護学校の教育用コンピュータ賃貸借契約の指名競争入札にあたり、入札説明会から入札日までの期間が短く、工事の完了までの期間も短くなっており、契約手続きの期間が十分であったか疑問が残る。	監査時点と同じ	次回(平成23年度)には入札説明会を早く開催できるよう、準備をしていく。
意見	養護学校教育用コンピュータ賃貸借契約の指名競争入札について、市内業者の指名もなく、一般競争入札でよかったのではないかと考える。	監査時点と同じ	次回においては、より競争性が確保されるよう入札方法も含めて検討する。
意見	養護学校教育用コンピュータ賃貸借契約について、落札者でない業者が工事報告書を作成していることは問題であると考ええる。	監査時点と同じ	契約の相手方と異なる事業者が設置等を行う場合は、契約の相手方より書面にて申請を受ける。
意見	養護学校教育用コンピュータ賃貸借契約について、仕様書の内容に関してハード部分とソフト部分を区分しても良かったのではないかと考える。	監査時点と同じ	次回においては、仕様書の作成についてハード部分とソフト部分に関するものを区別して表示する。